

オニ七条 争議費用ハ事業之全額負担スベシ

右要ホス

昭和七年四月二十八日

五條製糸争議団

吉村俊太郎殿

事業主

解決事業事項

一、工場閉鎖ノ予告申出シテ四月ニ於ケル平均日給ノ十割分ヲ支給

スレト

二、帰國旅費トシテ雇傭契約締結当日ノ住居地迄ノ車馬